

【新設】(売買目的有価証券の時価評価金額に関する書類の保存)

2-3-34 令第119条の13第2項《売買目的有価証券の時価評価金額》に規定する書類は、合理的な方法に当たるものとして採用した方法についてその採用に係る意思決定に関する資料及び合理的な方法による計算の基礎となる事項として用いられた市場価格、利率、信用度、株価変動性又は市場の需給動向等の経済指標などの指標が記載された資料が該当する。

なお、法人が2-3-33《第三者から入手した価格》の取扱いを適用する場合における令第119条の13第2項に規定する書類は、取引金融機関、ブローカー又は情報ベンダー等の第三者から入手する価格が記載された書類が該当する。

【解説】

- 1 本通達は、売買目的有価証券の時価評価金額の算定における最終の売買の価格等がない場合について、合理的な方法により計算した金額によることとした場合の保存書類の範囲について明らかにするものである。
- 2 時価算定会計基準の制定前においては、有価証券に付すべき時価について、市場価格があるものについては市場価格（市場において公表されている取引価格の終値又は気配値とし、期末日に公表された終値又は気配値がない場合には同日直近において公表された終値又は気配値）で評価し、時価を把握することが極めて困難と認められる一定の有価証券については取得原価をもって貸借対照表価額として処理することとされていたが（旧金融商品会計基準 19、旧金融商品実務指針 60、63）、時価算定会計基準においては、新たな時価の定義（直接観察可能であるかどうかにかかわらず、算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格）の下、インプットと評価技法を用いて時価を算定することとされ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いた時価をもって貸借対照表価額とすることとされ、このような時価の考え方の下では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は想定されないことから、旧金融商品会計基準等における時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の定めは削除されることとなった。

この見直しを受けて、令和2年度の税制改正において、市場有価証券の時価評価金額は、公表された最終の売買の価格及び公表された最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、直近公表価格を基礎とした合理的な方法により計算した金額とされ（令119の13①一～三）、市場有価証券以外の有価証券（株式又は出資を除く。）の時価評価金額は、類似する有価証券の事業年度終了の日における最終売買価格又は利率その他の価格に影響を及ぼす指標に基づき合理的な方法で計算した金額とすることとされるとともに（令119の13①四）、これらの合理的な方法によったときは、その方法を採用した理由及びその方法による計算の基礎とした事項を記載した書類を保存しなければならないこととされた（令119の13②）。

3 ところで、時価を把握することが極めて困難とされていた有価証券の多くは、観察できないインプット（レベル3のインプット）を用いて時価を算定することとなり、見積りによる不確実性の影響を受けざるを得ないことから、どのようなインプット及び評価技法を用いて算定が行われたものなのか、そのプロセスが明らかになることが必要不可欠である。したがって、法令で求められている保存書類とは、評価の方針、評価技法の選択に係る検討状況や意思決定を示す書類及び時価評価金額の計算の基礎とした市場価格、利率、信用度、株価変動性又は市場の需給動向等の経済指標などの指標（インプット）が記載された書類など、算定プロセスを明らかにできるものがこれに該当する。本通達の前段において、このことを明らかにしている。

具体的には、「金融商品の監査における特別な考慮事項」（平成25年9月30日日本公認会計士協会）第46項において「経営者は、評価の方針及び特定の金融商品に用いるモデルを文書化することが期待されている」とされており、また、同第49項において「モデルに関して適切に文書化されるかどうか（モデル適用の意図及び限界、モデルの主要な変数、要求されるデータ、モデルに対する妥当性確認の分析の実施結果、並びにモデルの計算結果に対する調整を含む。）」を検討することとされており、これらの文書化されたモデルを用いた評価額を時価としているときの文書など、評価額に関して会計監査のために作成した書類は、法令で求められている保存書類に該当すると考えられる。

4 また、取引金融機関等の第三者から入手した価格を合理的な方法により計算した金額に該当するとする取扱い（基通2-3-33）を適用する場合には、取引相手の金融機関等の第三者から入手した相場価格が記載された書類は、法令で求められている保存書類に該当することを本通達の後段において明らかにしている。この場合において、第三者から提供された価格が算定基礎となる指標に客観的なものを最大限使用した時価算定会計基準に定める方法などによって計算されたものであることを別途明らかにする必要があるが、金融機関等を除く一般の事業法人について、時価の算定の不確実性が相当程度低いと判断される特定のデリバティブ取引につき第三者から提供された価格を時価とみなすことができるとする取扱い（時価算定適用指針24）の適用を受ける場合には、保存すべき書類は第三者から入手した相場価格が記載された書類のみとなろう。

5 連結納税制度においても、同様の通達（連基通2-3-30）を定めている。